

# 平田仁子と読み解く、 パリ協定後の気候変動対策



第34回

気候変動へ対応することは  
「人権」を守ること

認定NPO法人 気候ネットワーク 理事 平田 仁子

10月8日、国連人権理事会は、「安全でクリーンで健康的で持続可能な環境への権利」の決議を採択しました。環境の権利を認めたこのような国連決議は初めてのことで、長い間、各国のNGOや環境・人権弁護士らが求めてきた権利が国連の下で採択され、環境を守ることや気候変動を防ぐことは人権であることが共有されたのです。ところが、この決議に日本は「棄権」をしました。なぜだったのでしょうか。

## 環境への権利に踏み込んだ決議

世界各地で、ハリケーン、洪水、干ばつ、土砂災害、森林火災、熱波などのさまざまな異常気象などが起こり、特に途上国の人々、高齢者、女性、子供などの脆弱な立場にある人々が厳しい状況に追いやられる事態が発生しています。生存を脅かす環境被害が、幸福に生きる権利を侵害していることは疑いようもありません。

2021年8月に発表された、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第6次評価報告書第1作業部会報告書では、すでに世界中で極端現象などが起こり、気候変動の被害が深刻化し、人々の生命や健康、安全な生活を脅かしていると報告し、今後、影響はさらに激しくなることを明らかにしています。緊急に対策を講じないと、さまざまな形で現世代、そして次世代の人権侵害を拡大させてしまいます。

こうした状況を背景に、今回の決議では、環境保護は人間の幸福と人権の享受に貢献す

ると書かれています。そして、情報へのアクセス (利用の権利) や政策決定への参加、効果的な司法へのアクセス、効果的な救済措置への支援が環境保全のために重要であり、政府は、環境対策を通じて人権を尊重し、保護、促進する義務があるとしています。その上で以下の内容を決議しています。

- 「安全でクリーンで健康的で持続可能な環境への権利」は、人権の享受の上で重要
- この権利は、既存の国際法の他の権利と関連している
- 政府は
  - (a) 人権に対する義務と約束を果たすために環境保護への努力を向上させること
  - (b) 環境への権利に関する人権に対する義務を果たすための優良事例を共有し、他の人権保護との統合を図ること
  - (c) 環境への権利のための政策をとること
  - (d) 環境への権利に関する義務と約束を考慮し、SDGsに従い続けること
- 国連総会が本件を検討することを奨励する

この決議に基づくなら、気候変動の被害が安全な暮らしを脅かしている状況を改善するために、政府は政策を強化する義務を果たさなければなりません。今日の情勢に目を向ければ、多くの国々が2050年カーボンニュートラルを目標に掲げ、気温上昇を1.5℃に抑制しようという国際潮流が加速しています。これによって人々の暮らしと経済を守ろうとしているわけですから、この決議は、すでに始まっている脱炭素への行動を人権保護の観点から捉え直しているのであり、当然

の流れと言えるでしょう。

同理事会では、気候変動の影響が人権に及ぼす影響や課題について分析し、国連人権理事会に報告をする特別報告者を3年の任期で任命することも決議されました。これも、脆弱な国々において気候変動が深刻な影響を及ぼしていることを踏まえたものです。

今回の決議によって、気候変動への対応は今後ますます「人権問題」として取り扱われ、気候被害が深刻化することによって不公正さが拡大することに歯止めをかけるよう一層強く求められていくことになると思います。

## 日本の棄権はなぜ？ 43-0、棄権4

本決議は、賛成43、反対0、棄権4で採択されました。棄権4カ国は、ロシア、インド、中国、そして日本です。この結果は、世界の国々に衝撃を与えました。なぜ日本が？と。

日本の反対理由は、「環境権という概念が国際人権法において確立しておらず、決議案の概念はその意味するところが明確ではない」ということのようにです。日本はこれまでも環境権という概念の存在を認めてきませんでした。今回もその立場をただ踏襲したのです。しかし、他に棄権したのは、ロシア・インド・中国だけでした。これらの国々はそれぞれに人権問題を抱えている国です。日本はそうした国々とともに、環境への権利を認識しないという立場のまま、国際社会と渡り合えるのでしょうか。気候変動という人類にとって重大な今日的な課題に目を向けていないのではないかと指摘されても仕方ありません。残念です。

なお、イギリスも同じような理由で、ギリギリまで賛成はしていませんでした。しかし、間近に控えるCOP26（気候変動枠組条約第26回締約国会議）の議長国として、最後に賛成に回りました。この決議は、COP26が人道的課題に向き合い解決策を探る上でも重要な意味があります。政治は、時代の変化とともに進化していく必要があります。環境への権利



オランダ最高裁での勝訴(写真:Urgenda)

を認識し、人権を保護するという時代の要請に、日本も向き合う時でしょう。

## 裁判では、人権問題が争われている

気候関係の訴訟は昨今世界中で提訴されていますが、その多くで争われているのは人権です。オランダ最高裁判所は2019年12月20日、危険な気候変動の影響は生命、幸福に対する現実かつ切迫した危険であり、人権侵害と認め、国の排出削減の強化を命じました。人権の問題として、政府はもっと意欲的な対策を取らねばならないという判断を下したのです。

日本で横須賀石炭火力や神戸石炭火力計画に対して行われている訴訟でも、原告の方々が、自分や子どもたち、孫たちにとって住みよい暮らしを守るために立ち上がっています。神戸の訴訟では、事業者を訴える理由に、(1)きれいな空気のもとで健康的に生きる権利(健康平穏生活権)が侵害されるから、(2)将来の地球温暖化の影響リスクに脅かされず、安定した気候のもとで暮らす権利(安定気候享受権)が侵害されるから、という二つを挙げています。こうした権利は、認められないものなのでしょうか？

気候変動対策を進めることが人権保護のために重要だと受け止められないなら、誰のため、そして何のために脱炭素化を進めているのか分からなくなります。気候変動の観点からも、日本には、「人権」について正面から向き合ってもらいたいと強く願います。📌